決裁	委員長	職務代理	委　員	委　員	7杉選第438号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和８年第１回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和８年１月７日（水）　午前10時00分から　午前10時30分まで			
出席者	委　員	与島委員長、小井委員長職務代理、島田委員、今井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、長江主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無

会議の結果及び主な発言	議　案　等		結果
	議案第１号	杉並区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について	決定
	報告事項１－１	事務局職員の異動について	了承
	報告事項１－２	令和８年２月選挙管理委員会日程表	了承
	その他		―

委員長	これから令和８年第１回の定例会を開催します。
	＜杉並区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について＞
委員長	議案第１号について事務局から説明をお願いします。
次長	議案第１号です。杉並区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱い要綱の改正についての議案になります。改正の理由として、1枚目に記載のあるとおり、令和7年12月22日に公職選挙法施行規則等の一部改正する省令が公布・施行されたため、選挙人名簿抄本閲覧申出書の様式から、押印欄が削除されました。このことに伴って、杉並区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の所要の規定を整備する必要があるため、今回改正いたしました。 主な改正内容としては、条文自体に変わりはありませんが、様式に定めてある押印の欄を削除した改正になります。 2枚目に、令和８年１月７日改正後の要綱と新旧対照表を載せております。改正前と改正後の条文自体の変更はありませんが、様式の中の押印欄を削除したものになります。説明は以上です。
委員長	押印削除は、今の日本の流れ、方向性でもあるところなので問題ないと思いますが、委員の皆様、何か御意見等ございましたらお願いいたします。
今井委員	押印以外で何か違う確認方法は考えていますか。 押印はしないで、住所・氏名だけ書いてもらえればいいのですか。
次長	本人が確認できる免除証やマイナンバーカードなど、身分証明書の提示で本人の確認をとります。押印が不要となるだけで、本人確認方法としては今までどおり変わりません。

委員長	よろしいでしょうか。それでは議案第１号は承認ということで、引き続き報告事項について説明お願いいたします。
	＜事務局職員の異動について＞
局長	報告事項１－1 になります。事務局職員の異動についてということで報告事項１－1 の資料を見ていただくと、令和８年１月１日付で、新規採用１名が、選挙管理委員会事務局に配属されました。これによって事務局の体制は、会計年度任用職員も含めて 14 名になります。また今後も職員を増やして、区長選に備えるという対応になります。報告１－1 については、以上のとおりとなります。
委員長	何か質問、ご意見等はありますか。無いようでしたら、続いて報告事項 1-2 をお願いします。
局長	報告 1―2 については、２月の選挙管理委員会の日程になります。 （議題書に沿って、今後の日程を確認） 報告 1―2 の説明は以上のとおりとなります。
委員長	以上 2 件報告頂きましたが、皆さん改めてお伺いしたいことがございましたらお願いいたします。
委員長	その他で私からお伺いしたいんですが、不在者投票について、医療機関や介護施設の施設長にお会いすることはありますか。
局長	指定施設の認定のときは、施設の状況等を確認し、あとは不在者投票の施設になった場合は、どういった業務があるかを説明しています。毎回選挙ごとに事務説明会を開催して、そのときに外部立会人、投票立会人の制度を引き続き利用していただくよう案内をしています。
委員長	事務説明会のときに、施設から代表者や事務の方など、どなたか来られる事になっているということですか。
局長	来てもらっています。その時に、手続の方法や、書類もお渡しをして説明もしています。ずっとやっておられる方もいれば、年度ごとで担当者が変わる場合もありますので、事務の流れとか、書類のやりとりの仕方を含めて説明をしています。そのときに、外部立会人の関係については強調して説明するなど、外部立会人制度の勧奨を行い、強調して説明しようと思っています。
委員長	それでは、ほかに皆さん何かございますでしょうか それでは本日の定例会はこれで終了したいと思います。

	局　長	次　長	主　査	作成者	第１回定例会　令和８年１月７日
回議					会議録（案）を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。